

節電対策について

平成 23 年 6 月 16 日

葛飾区では、東日本大震災に伴う電力不足に対応するために、総合庁舎等において冷房やエレベータを一部停止するなどの節電対策を実施するとともに、区民や区内事業者へ節電の呼びかけを行ってきた。

このたび、節電対策のための補正予算を組み、LED電球の購入費助成事業等により、家庭や区内事業所などの節電対策を一層推進するとともに、区民や事業者への節電徹底のPR、総合庁舎等のさらなる節電対策を進めていく。

1 区民・事業者向け節電対策

(1) LED電球の購入費助成（区民向け）

（補正予算額：56,449 千円）

※都補助金（緊急雇用創出臨時特例交付金）5,775 千円あり）

区内の店舗でLED電球を購入し、その購入費総額が5千円以上となる区民を対象に購入費用の一部を助成する。

- ① 申請受付期間 平成23年7月1日～平成23年9月30日
- ② 補助率 1/2
- ③ 助成限度額 5千円

(2) 高効率蛍光灯、LED照明機器の設置費助成（事業者向け）

（補正予算額：50,000 千円）

中小企業等を対象に、設置費総額が10万円以上となる場合に、設置費用の一部を助成する。

- ① 申請受付期間 平成23年7月1日～平成23年9月15日
- ② 補助率 1/2
- ③ 助成限度額 500千円

(3) 太陽光発電システム設置費助成の拡充（住宅用・事業所用）

（補正予算額：41,615 千円 ※都補助金 4,550 千円あり）

現行の太陽光発電システムの設置費助成の助成金額等を拡充し、設置の促進を図る。

- ① 申請受付期間 平成23年7月1日～平成24年3月15日
※既申請者で、平成23年4月1日以降に電力受給を開始した方も対象。
- ② 助成金額 1kwあたり単価 住宅用・事業所用ともに8万円
(従来は、住宅用3万円、事業所用6万円)
- ③ 助成限度額 住宅用40万円、事業所用80万円
(従来は、住宅用12万円、事業所用60万円)

2 総合庁舎等における節電対策

(1) 緑のカーテンの設置

(補正予算額：7,730 千円)

節電・省エネにも効果のある緑のカーテンを公共施設に設置することで、節電対策を広く区民に周知するとともに省エネ意識を啓発する。

《今回設置個所（14箇所）》

- ① 区役所総合庁舎
- ② 保育園7園（新小岩、白鳥、花の木、細田、堀切、会野、西亀有）
- ③ 小学校4校（新宿、東水元、西亀有、北野）
- ④ 新小岩学び交流館
- ⑤ 南綾瀬地区センター

(2) 電気使用量表示装置の設置

(補正予算額：1,015 千円)

公共施設に「省エネナビ」を設置し、現在の電気使用量などを表示することにより、節電の取組みの徹底及び区民等への節電啓発を図る。

《設置場所》

区役所総合庁舎、区民事務所等7箇所

3 節電徹底のPR

(補正予算額：718 千円)

(1) 啓発ポスターの印刷・配布

区施設、学校、事業所、町会等

(2) 横断幕の設置

公共施設7箇所

(3) 啓発ステッカーの庁用車への貼付

4 その他の節電対策（補正予算計上分）

(1) 総合庁舎照明器具の節電対策（総務費）

照明器具のLED化及び反射板の取り付け

(2) 小中学校体育館照明器具の節電対策（教育費）

体育館の照明器具の消費電力が少なく長寿命な無電極型への交換（4校）

(3) 小中学校エアコンへのデマンドコントローラーの設置（教育費）

エアコンの集中稼働を制御するデマンドコントローラーを教室のエアコンに設置（全小中学校73校）

5 補正予算に計上していない節電の取り組み

(1) 総合庁舎の冷房の送風を輪番で30分毎に切り替える。

(2) 総合庁舎のエレベータ2基停止、自動ドア適宜停止、パソコンの省電力設定

(3) 小中学校での節電ステッカーの製作、学校内への貼付による意識啓発

(4) 小中学校内に節電責任者、節電指導者を定め、学校内の巡回を行う。